

川崎市現場環境改善費（熱中症対策）Q&A（4 区分編成）

令和 8 年8月版

建設緑政局総務部技術監理課

【重要①】重複計上禁止：作業員個人費用・電気代/燃料代・運搬費・設置費・撤去費は対象外

【重要②】熱中症対策費は変更契約で計上

【重要③】上限額は現場環境改善費率分以内（設計時期により 50%上限）

【重要④】港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局所管）」に基づき発注される港湾工事は、適用対象外。

【重要⑤】水道工事は、水道施設整備費に係る歩掛表の率を適用。

1.対象

Q1 「実施が困難な場合」や「効果が期待できない場合」

A1 ○【実施が困難な場合】の例示

- ・例1) 狭隘な道路工事など作業帯が狭く、施設や機器を置くスペースが確保できない場合
- ・例2) 交通規制帯内などで、安全上設置が認められない場合
- ・例3) 重機や車両が進入できないなど、資機材搬入の通路がなく、機器を現場に持ち込めない場合

○【効果が期待できない場合】の例示

- ・例1) 作業エリアから遠く、設置しても利用されない配置となる場合
- ・例2) 日々作業場所が変わり、特定の休憩施設が活用されない場合
- ・例3) 短時間作業のため使用機会がない場合
- ・例4) 施設や設備の機能不備により効果が発揮出来ない場合。

Q2 熱中症対策の種類

A2 作業員個人への対策と現場の施設・設備による対策の2種類。

2.実施

Q1 対策必要性の判断の方法

A1 ○WBGT:例年4月下旬から10月下旬までの期間、環境省の熱中症予防情報サイトにおいて、1日数回発表されている横浜地域のWBGTの実測値で判断する。

○気温:毎時50分頃に最新値として、気象庁が公表している観測結果（気象庁横浜地方気象台）で判断する。

※なお、WBGT・気温のいずれも判断基準は昼夜間を問わない。

Q2 対策妥当性の確認方法

A2 実施内容や費用が具体的に記載・添付された工事打合せ簿（見積書等、配置計画、設置期間、カタログ等）を受注者から取得し、監督員が確認する。

Q3 対策の実施状況の確認方法

A3 工事打合せ簿、実施状況の写真、契約書等により内容と費用を確認する。

Q4 契約書等とは具体的にどのような書類を指すのか。

A4 【リース品】リース契約書や納品書、請求書、領収書など、費用、その明細及び期間等が確認できるリース会社発行の書類をいう。

【購入品】売買契約書や領収書・納品書・保証書など、購入金額の明細や購入日等が確認できる購入先発行の書類をいう。

3.積算

Q1 当初設計で現場環境改善費を未計上でも積み上げ計上は可能か

A1 可能。但し、契約変更額で算出される現場環境改善費率分の100%を上限とする。なお、令和7年度の積算基準書による設計の場合は50%を上限とする。

Q2 作業員個人に対する対策費用の計上方法

A2 対象期間中の日最高気温等に応じ補正值を算出し現場管理費率に加算。

Q3 積み上げ計上額の上限額の確認方法

A3 当初設計対象額による現場環境改善費率分が計上上限額の目安となる。
最終的な計上上限額は、設計変更による現場環境改善費率分が上限。

Q4 熱中症対策は現場環境改善費の率分に含まれているか。

A4 含まれない。令和7年度より率分から積み上げ計上分に切り離された。

Q5 作業員個人及び現場の施設・設備各々の対策費用の計上先

A5 個人⇒現場管理費補正、施設・設備⇒現場環境改善費に積み上げ計上

Q6 電気代は別途計上が必要か

A6 別途計上不要。動力・用水光熱費として現場管理費率分に含まれている。

Q7 運搬・設置・撤去費は別途計上が必要か

A7 別途計上不要。営繕費として共通仮設費の率分に含まれている。

Q8 熱中症対策の積み上げを行った場合の率分への影響

A8 影響なし。令和7年度より率分から積み上げ計上分に切り離された。

Q9 設計書上の計上箇所

A9 現場環境改善費（積み上げ計上）として計上する。

4.適用時期

Q1 要領施行前に発注された工事でも適用できるか。

A1 以下の条件を満たせば可能である。

要領施行後に実施する対策に限り、受注者の発議（工事打合せ簿）に基づき受発注者協議を行い、対策内容を施工計画書に反映すると共に、特記仕様書の追加等による契約条件の変更及び変更契約の手続を行った場合に限り適用される。なお、当該変更契約は、適用時に工事打合せ簿でその旨の協議が完了していれば、最終変更契約と併せて手続を行ってよいものとする。

この場合、費用は、実施内容および実績に基づき変更契約により適正に計上するものとするが、要領及び基準書の施行時期に応じた率分の適応可否を確認すること。

Q2 上記 Q1 の適用では現場環境改善費率分の何%が計上の上限となるか。

A2 令和7年度の基準書設計工事は50%が上限。令和6年度以前の基準書設計工事は現場環境改善（営繕関係）として現場環境改善費率分の範囲内。

Q3 適用期間外でも、1 日以上基準を満たした場合は 1 か月分計上可能か。

A3 適用期間外であっても、WBGT28℃以上等の基準を満たした場合には当該月是对象となりますが、これはあくまで「計上が可能となる条件が整う」という趣旨であり、直ちに1 か月分の費用計上を認めるものではありません。費用の計上は、原則として実際に熱中症対策設備を設置し使用した期間に基づいて行うものです。もっとも、実務上は、当該設備の利用にあたっては調達・運搬・設置・撤去といった工程が必要であり、1 日だけの高温日に対応するために 1 日だけ設置することは現実的ではなく、一定期間継続して設置する運用となるのが通常です。さらに、リース契約においては最低保証期間（例えば 1 か月）が設定されている場合があり、この場合には、実際の設置期間が短期間であっても、その最低保証に基づく金額を計上することとされています。したがって、1 日だけ基準を満たした場合であっても、その事実のみをもって 1 か月分を計上できるわけではありませんが、設備の設置に一定期間を要する実態や、リース契約における最低保証の規定により、結果として 1 か月分相当の計上となるケースはあり得る、という整理になります。